

【DMM Bitcoin】リップル（現物）の新規取扱いを開始

DMMグループの株式会社DMM Bitcoin（本社：東京都中央区、代表取締役社長：田口仁、仮想通貨交換業者：関東財務局長 第00010号 <https://bitcoin.dmm.com/>）は、新たにリップル（現物）の取扱いを開始することをお知らせいたします。

リップル（現物）の取扱いについての詳細

通貨名：XRP

取扱い開始時期：2019年7月10日（水）18時00分から

サービス：上記時期より、リップル（現物）の取扱いを開始し、「現物取引」にてのお取引が可能となります。

（「レバレッジ取引」のリップルに関しましては、既にサービス中でございます。今後も従前どおり、お取引いただけます。）

「DMM Bitcoin」について

レバレッジ取引の取扱い通貨種類 No.1のDMM Bitcoin！（ 1）

まずは簡単メール登録！口座申込は最短5分。様々なお取引の手数料も無料（ 2）。365日サポートで初心者でも安心！

1：2019年6月現在、国内仮想通貨交換業者のWEBサイト調べ

2：レバレッジ取引においては、建玉を翌営業日に持ち越した場合のみ、建玉金額の0.04%/日のレバレッジ手数料が発生します。

「DMM Bitcoin」公式サイト

<https://bitcoin.dmm.com/>

=====

お客様のログイン情報（お客様番号、メールアドレス、パスワード、認証コード等）はお客様の責任により厳密に管理をお願いいたします。

他サービスと同一のパスワード、推測されやすいパスワード等は使用しないでください。

PCからのログインにおいては2段階認証の設定、スマートフォンアプリからのログインにおいては2要素認証（端末の認証機能）の設定を強く推奨しております。

当社は「仮想通貨の出庫時」の2段階認証を必須としておりますが、「ログイン時」、「仮想通貨出庫アドレスの登録時」、「日本円出金時」についても2段階認証設定を強く推奨しております。

=====

・仮想通貨交換業者の登録状況は下記のURLをご確認ください。

<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kasoutuka.pdf>

・本一覧に記載された仮想通貨交換業者が取り扱う暗号資産（仮想通貨）は、当該仮想通貨交換業者の説明に基づき、資金決済法上の定義に該当することを確認したものにすぎません。

・金融庁・財務局が、これらの暗号資産（仮想通貨）の価値を保証したり、推奨するものではありません。暗号資産（仮想通貨）は、必ずしも裏付けとなる資産を持つものではありません。

・暗号資産（仮想通貨）の取引を行う際には、以下の注意点にご留意ください。

暗号資産（仮想通貨）を利用する際の注意点

暗号資産（仮想通貨）は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。

暗号資産（仮想通貨）は、価格が変動することがあります。暗号資産（仮想通貨）の価格が急落し、損をする可能性があります。

暗号資産（仮想通貨）交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者が金融庁・財務局のホームページで確認してください。

暗号資産（仮想通貨）の取引を行う場合、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているかを含め、取引内容やリスク（価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク等）について、利用しようとする事業者から説明を受け、十分に理解するようにしてください。

暗号資産（仮想通貨）や詐欺的なコインに関する相談が増えています。暗号資産（仮想通貨）の持つ話題性を利用したり、暗号資産（仮想通貨）交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法にご注意ください。

会社情報

株式会社DMM Bitcoin

〒103-6010

東京都中央区日本橋2-7-1東京日本橋タワー10階

仮想通貨交換業者 関東財務局長 第00010号

加入協会：一般社団法人日本仮想通貨交換業協会

本件に関するお問い合わせ先・お客様サポートページ

<https://bitcoin.dmm.com/support>